

# クルーズ客船の寄港に伴う物販・飲食店等の募集要綱

令和8年3月

広島港客船誘致・おもてなし委員会

広島港五日市地区および宇品地区へのクルーズ客船寄港に伴い、乗客や乗組員のニーズに応じた物販等を実施するとともに、単なる商品販売の機会とするのではなく、地域の魅力ある県産品等を販売することにより、広島県を知ってもらい、地域の事業者と触れ合うことで埠頭のにぎわい創出を図り、もって地域振興に寄与することを目的とし、以下のとおり出店者を募集します。

出店者の募集及び選定にあたっては、このことを重視しますので、あらかじめご了承ください。

## 1 令和8年度物販等の募集(実施)スケジュールについて

別紙「入港予定表(令和8年2月時点)」参照

※ クルーズ客船の入港予定日時および、物販等の募集スケジュールは、広島港客船誘致・おもてなし委員会(以下「委員会」という。)の公式 HP「広島のみなど」にて随時発表します。

※ 寄港が変更・中止になった場合は、委員会の委託業者からご連絡及び、HP「広島のみなど」等にてお知らせいたします。

## 2 出店内容について

### (1) 出店場所

各地区の場所、出店区画については、別紙1のとおりです。

各地区における区画数は、出店状況により変更することがあります。

#### ① 五日市地区：広島市佐伯区五日市港三丁目 広島港五日市埠頭2号県営上屋内・屋外

場所	区分	内容	出店区画数
上屋内 (14区画)	県産品※1	物販	最大8区画
	調理食品	飲食	最大4区画
	その他文化・体験※2	文化的要素	最大2区画
	移動販売車	飲食	最大3台

#### ② 宇品地区：広島市南区宇品海岸三丁目 広島港クルーズターミナルCIQ棟内

場所	区分	内容	出店区画数
CIQ棟内 (12区画)	県産品※1	物販	最大10区画
	その他文化・体験※2	文化的要素	最大2区画

※1「県産品」とは次のア～ウのいずれかに該当するものをいいます。

ア 広島県、県内市町、その他類する団体により、広島のブランド商品として認証されたもの

イ 広島県内に所在する主たる事業所又は製造事業者が、広島県内で製造したもの

ウ 県外で製造されたものについては、その製品において重要な部分を占める原材料が広島県産で、広島のブランド価値を高めることにつながると認められるもの

※2「その他文化・体験」とは次に該当するものをいいます。

広島県内に所在する学校機関及び、非営利団体により実施され、文化的要素を含む、当委員会

が実施を認めるもの。

## (2) 出店時間

物販の出店時間は、基本、各クルーズ客船の入港時間から出港時間までです。途中での撤収はできません。(入港時間・出港時間はクルーズ客船によって異なります。寄港スケジュールでご確認ください。)

## 3 出店条件

次の(1)から(3)のいずれにも該当すること。

- (1) 広島県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (2) 他の出店事業者と同一事業所でないこと。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に関与していないこと

## 4 出店基準

出店基準その他運営に関することは、委員会の指示に従ってください。従っていただけない場合は、当日の出店及び今後の出店をお断りさせていただきます。

### (1) 出店料

出店料は、今年度は無料とします。

なお、来年度以降の出店料の取扱いについては、利用状況等を踏まえて検討させていただきます。

### (2) 販売品目等

- ① 県産品 (②も販売する場合は、県産品の販売面積の割合を概ね50%以上確保すること。)
  - ② 海外の方向けの日本土産品等については、県産品の販売に付帯して、乗客や乗組員のニーズに応じた物販を実施することができるものとします。
- ※ 箱売りや高級ブランド品の販売は不可です。
- ※ 家電製品、医薬品、化粧品(県産品を除く)、その他委員会が販売目的に照らしてふさわしくないと判断する品目は、販売できません。
- ※ 販売は対面販売のみです。出店事業者による自動販売機等の設置はできません。
- ※ 店舗等のSNSへの登録強要や加入などに勧誘する行為はしてはいけません。

### (3) 区画

#### ① 区画

五日市地区は1区画あたり横幅3.6m×奥行3.0m(面積10.8㎡)

宇品地区は1区画あたり横幅1.8m×奥行3.0m(面積5.4㎡)とします。

なお、両地区とも区画の指定はできません。

※ 横幅が各指定幅を超える販売備品を持ち込まれる場合は、ご相談ください。

#### ② 各地区における区画の配置は、出店者の選定後、委員会が決定します。

また、区画の配置は出店状況により、変更することがあります。

#### ③ 1出店者1区画を原則としますが、当日の出店状況によっては、区画の複数利用を可能とします。

### (4) 販売備品

- ① 販売台(ヨーカン棒、冷蔵オープンケース等)、販売金額・商品説明等のPOP、ストック台、イス、その他販売のために必要な備品は、出店者が用意してください。

- ② 横幅が各地区の指定幅を超える販売備品を持ち込まれる場合は、出店申込書の「持ち込まれる備品」欄に、備品名及び寸法（m）を記入してください。
- ③ 各店舗では委員会が用意するクロスを販売台で利用してください。

#### （5）電源

- ① 電源が必要な機器を使用される場合は、出店申込書の「使用機器の消費電力」欄に、機器名及び消費電力（W）をもれなく記入してください。なお、「使用機器の消費電力」欄に記入がない機器は、施設内の電源を使用できません。
- ② 電気料金は、今年度は無料とします。なお、来年度以降の取扱いについては、利用状況を踏まえて検討させていただきます。
- ③ 1区画が使用できる電力は、制限があります。なお、具体的な数値は、出店申込書の「使用機器の消費電力」の状況に応じて決定します。
- ④ 施設内のコンセントは、壁側だけ使用可能です。壁側コンセントから出店場所まで配線が必要な場合（延長コード、ドラムリール等）は、県が用意したものをご利用ください。
- ⑤ 施設の床に配線をする場合は、乗客の通行の妨げにならないよう、固定するとともに、段差が極力少なくするよう配慮してください。

#### （6）ゴミ

- ① 五日市地区及び宇品地区とも、出店区画周辺（飲食スペースを含む）には、ゴミ箱を設置していませんので、ゴミ箱及びゴミ袋は、出店者が用意してください。
- ② お客様には飲食後の容器等は購入元に返却していただきます。販売に伴い発生するすべてのゴミは、出店者の責任においてお持ち帰りいただき、処分してください。

#### （7）食品の提供

- ① 食品を提供する場合は、別紙「臨時店舗や地域活動等での食品の提供について」（広島市保健所食品指導課）の取扱条件及び取扱品目の基準を満たす必要があります。
- ② 煮物類（おでん、豚汁等）及び汁物類（うどん、ラーメン等）は、販売できません。
- ③ 飲料用の給水設備は、必要に応じて、出店者が用意してください。

#### （8）搬入及び撤収

搬入及び撤収については、出店者の責任において、出店開始に合わせて行ってください。

当日搬入・当日撤収となります。

なお、宇品地区の開店時間は、客船の実施するバスツアー出発後となります。

搬入車両に対して、入場許可証を交付しますので出店申込書の「搬入車両」欄に車両番号（必須）を記入してください。記入がない車両は、会場へ入場ができませんので留意してください。

各地区における駐車については、次のとおりとなります。

##### ① 五日市地区の場合

ただし、商品等搬入後、埠頭内に駐車できる車両は各出店者1台までです。

##### ② 宇品地区の場合

商品搬入は、波止場公園に隣接している県営駐車場（有料、1時間無料）をご利用ください。クルーズターミナル周辺への進入、駐車はできません。

#### （9）火気使用（五日市地区のみ）※宇品地区、広島港クルーズターミナル内は火気厳禁です。

- ① 火気を使用される場合は、製造から10年未満のABC3型消火器を1本設置してください。
- ② 五日市上屋内で使用できるLPガスボンベの重量は、10kg未満です。（10kgは使用できません。10kg容器に8kg詰めたものも使用できません。）

- ③ 出入口及び裸火から 6 m 以内並びに避難の通行に支障となる位置には LP ガスボンベを置けません。
- ④ その他火気の使用に係る安全対策に関しては、別紙「露店・屋台などを出店される皆様へ」（広島市消防局）を順守してください。
- ⑤ 広島市消防局の指導に基づき、追加の安全対策をしていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

#### (10) その他

- ① 外国のお客様の興味・関心を引き付ける商品説明等の POP を用意し、分かりやすい説明を心がけてください。
- ② 出店者以外の出店、いわゆる「名義貸し」及び出店料の徴収などの行為は、固く禁止します。判明し次第、確認の上、次回以降の出店を認めません。
- ③ 出店場所は常に整理整頓に心がけ、お客様に不快感を与えないようにしてください。
- ④ 生産物損害賠償責任保険（食中毒）などの保険は、出店者が責任を持って加入してください。
- ⑤ 寄港の中止・遅延、商品・販売備品の盗難、紛失、破損等、いかなる場合が発生しても、損害に対する賠償はできません。
- ⑥ 各埠頭内、上屋内、広島港クルーズターミナル内は、全面禁煙です。  
（ただし、五日市地区の場合、上屋の外に喫煙コーナーを設けています。）
- ⑦ 五日市の上屋内は、空調設備（冷暖房）がありません。
- ⑧ 事業成果を検証するため、出店終了後、実施報告書の提出に協力してください。  
なお、回答いただいた内容について、出店者が特定される形での公表はいたしません。

### 5 提出書類

- (1) 出店申込書(様式 1) (すべての出店者)
- (2) 免責同意書・暴力団排除に関する誓約書(様式 2) (すべての出店者)
- (3) 納税証明書あるいは社員の雇用形態の分かる書類等県内事業者であることが分かる書類 (すべての出店者) ※年度中初回の出店時のみ
- (4) 出店に係る所管官庁へ届け出たことが分かる書類の写し (該当する出店者)
  - ① 食品を提供する場合は「営業開始届」または「臨時店舗の出店に伴う食品取扱届」
  - ② 火気を使用する場合は「火気使用計画」を添付した「露店等の開設届出書」  
消防署（五日市埠頭：広島市佐伯消防署予防課、宇品外貿埠頭：広島市南消防署予防課）
  - ③ 消費税免税店を臨時出店する場合は既に輸出物品販売場を経営する事業者であることを証す書類

### 6 各種手続き

- (1) 「営業開始届」・「臨時店舗の出店に伴う食品取扱届」（保健所）及び「露店等の開設届出書」（消防署）の手続きは、出店者が行ってください。
- (2) 酒類を販売する場合の税務署への手続きは、出店者が行ってください。
- (3) 消費税免税店を臨時出店する場合の手続きについては、出店者が税務署に相談してください。

## 7 申込方法

委員会ホームページ「広島のみなと」(<https://hiroshima-minato.jp/>)にて申込方法をご確認いただき、必要書類を添えて、申込みしてください。

## 8 出店選考について

### (1) 選考について

当要綱の条件を満たしている上で、原則、販売内容(ジャンル)が重複しない出店者となるよう選定します。なお、応募が区画数を超え、販売内容(ジャンル)が重複する場合には、「くじ引き」により選定を行います。

### (2) 選考結果について

後日、選考結果をメールにて通知します。

## 9 実施報告

実施報告書(様式3)を、出店後7日以内に委員会へ提出してください。

## 10 申込・問い合わせ先(平日 9:30~17:00 ※土日祝を除く)

株式会社 JTB 広島支店 (令和7年度客船受入業務受託事業者)

担当: 房崎・前田

電話: 082-542-2715 (直通)

メール: m\_fusazaki030@jtb.com、y\_maeda689@jtb.com